

## 目次

## 3.1. 栄養表示

## 3.1. 栄養表示

関連法規/規則	The Public Health (Food) Regulations (公衆衛生(食品)規則) (R1 Chapter 182) 2001年1月1日施行 <a href="#">[外部リンク]</a> <a href="#">🔗</a> Ministry of Health (保健省) ウェブサイト参照 <a href="#">[外部リンク]</a> <a href="#">🔗</a>
栄養参照量 (定義, NRVs-R/-NCD)	(1日当たり) 推奨栄養所要量(RDA)
栄養表示 (適用: 義務 もしくは 任意)	(以下を) 除き任意 -特定の小麦粉、ベーカリー、シリアル製品 -幼児用調製粉乳 -特定用途食品
適用される食品カテゴリー	規定無し
適用除外 (食品カテゴリー)	規定無し
(食品事業者の規模)	規定無し
栄養成分リスト (栄養成分、記載順)	-エネルギーは、kcal、KJ、あるいは両方 -たんぱく質(g) -脂質(g) -炭水化物(g) -栄養強調表示する他の栄養素、または表示しようとする他の栄養素
その他の栄養成分	栄養強調表示する他の栄養素、または表示される他の栄養素
栄養成分量の表示方法 (表示方法 100g/ml、1サービング、または1包装分あたり)	サービング当たり、または100g当たり、または100ml当たり
(表示する値: 一定値もしくは幅表示)	規定無し
(分析値もしくは計算値)	分析にのみ基づく
栄養表示のための食品成分表/データベースの利用	規定無し
栄養表示のための食品成分表/データベース	規定無し
栄養成分の計算 (エネルギー/たんぱく質/炭水化物/脂質)	規定無し
公差と適合性 (誤差範囲)	規定無し
表示方法の特色 (フォーマット、%NRV、表示)	表形式

<b>(パッケージ正面の表示、FOP)</b>	パッケージ表面の表示 (FOP) プログラム MOH健康増進センターによってブルネイの自発的なHealthy Choice Logoが始まった <a href="#">【外部リンク】</a>
<b>栄養表示の行政/順守 (政府所管当局/官庁)</b>	Brunei Ministry of Health (ブルネイ保健省) Department of Health Services (公共医療部) Food Quality & Control Division(食品品質管理課)
<b>査察と罰則</b>	規定無し